

### ③ 地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化

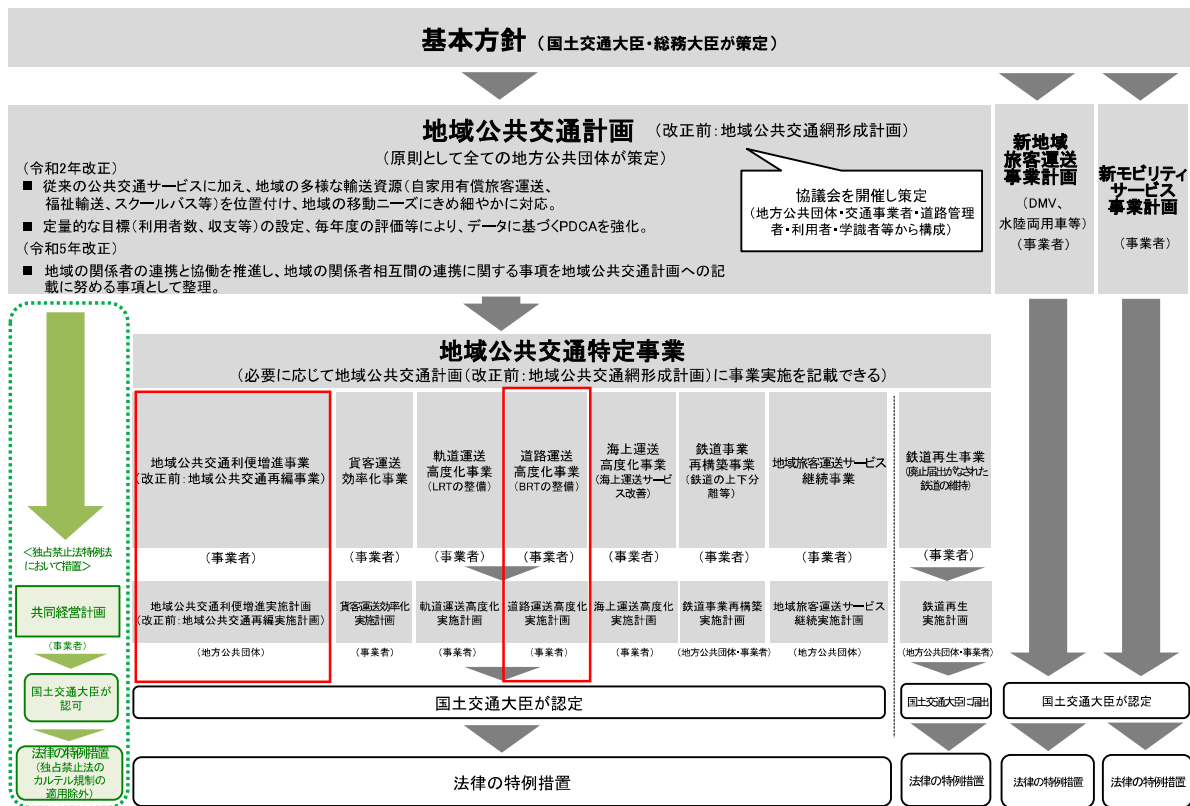
国土交通省では、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ支援を行っているところです。真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年の地域交通法改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化(計画制度と補助制度の連動化)を行いました。

今後、補助制度の活用のためには、補助系統等を地域公共交通計画に位置付ける必要がありますので注意してください。また、今後は原則として法定協議会(幹線バスについては乗合バス事業者又は法定協議会)に対し補助を行う点についても留意しましょう。なお、補助制度と計画制度の連動に関しては実践編「第1章 1.5 計画制度と補助制度の連動化について」で解説しますので、詳しく知りたい方は参照してください。

### ④ 地域公共交通特定事業の活用

地域公共交通計画に定められる事業のうち、特に重点的に取り組むことが期待される事業のことを「地域公共交通特定事業」として定めています。

地域公共交通計画を作成することにより、「地域公共交通特定事業」の活用のための実施計画を作成することが可能です。各特定事業の実実施計画について、国土交通大臣の認定を受けることにより、特例制度や国による財政支援の特例等を活用することができます。



▲地域交通法に基づく計画制度の体系